

マイナンバーQ&A（事業者向け）

〔総論〕

- Q 1 民間事業者はどのような場面でマイナンバーを扱うのですか。
- Q 2 マイナンバーを使って従業員や顧客の情報を管理することはできますか。
- Q 3 マイナンバーを取り扱う業務の委託や再委託はできますか。

〔マイナンバーの取得〕

- Q 4 従業員などのマイナンバーはいつまでに取得する必要がありますか。
- Q 5 従業員などからマイナンバーを取得する際、どのような手続が必要ですか。
- Q 6 税の源泉徴収のために取得したマイナンバーを別の目的で利用することはできますか。
- Q 7 マイナンバーの提供を拒まれた場合、どうすればいいですか。
- Q 8 契約の締結時点で支払金額が定まっておらず、支払調書の提出要否が明らかでない場合、契約締結時点でマイナンバーの提供を求めることはできますか。

〔本人確認〕

- Q 9 マイナンバーを取得する時の本人確認はどのように行えばいいですか。
- Q 10 本人確認はマイナンバーの提供を受けるたびに行わなければならないのですか。
- Q 11 収集・提供したマイナンバーに誤りがあった場合、事業者には責任は及びますか。

〔利用・安全管理・廃棄〕

- Q 12 民間事業者がマイナンバーを取り扱う際に注意すべきことはありますか。
- Q 13 従業員などのマイナンバーが変更されたことを民間事業者はどのように知ることができますか。
- Q 14 故意でなく、過失でマイナンバーやマイナンバーを含む個人情報を漏えいしてしまった場合でも罰則が適用されるのですか。
- Q 15 従業員などのマイナンバーを廃棄するタイミングに決まりはありますか。
- Q 16 個人番号カードが身分証明書として利用されると裏面のマイナンバーが見えてしまうおそれがありますが、問題はないのでしょうか。

〔法人番号〕

- Q 17 法人番号はどのような団体に指定されるのですか。申請することもできますか。
- Q 18 法人番号は利用に制限はありますか。

〔その他〕

- Q 19 準備に当たって相談に乗ってくれる窓口はありますか。
- Q 20 従業員への周知教育のための資料などは入手できますか。

〔総論〕

Q 1 民間事業者はどのような場面でマイナンバーを扱うのですか。

A 1 民間事業者でも、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収や社会保険の被保険者資格取得届などに記載し、行政機関などに提出する必要があります。

原稿料の支払調書などの税の手続では原稿料を支払う相手などのマイナンバーを取得し、取り扱うこととなります。また、金融機関が作成する支払調書にもマイナンバーの記載が必要となります。

Q 2 マイナンバーを使って従業員や顧客の情報を管理することはできますか。

A 2 マイナンバーは法律や条例で定められた社会保障、税、災害対策の手続以外で利用することはできません。これらの手続で必要な場合を除き、仮に従業員などの同意があったとしても、民間事業者が従業員や顧客のマイナンバーの提供を求めたり、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管をしたりすることもできません。

Q 3 マイナンバーを取り扱う業務の委託や再委託はできますか。

A 3 例えば、税理士や社会保険労務士、関連業務を提供する企業などに、マイナンバーを取り扱う業務の全部又は一部を委託することは可能です。

また、委託を受けた者は、委託を行った者の許諾を受けた場合に限り、再委託が可能です。

委託や再委託を行った者は、個人情報の安全管理のため、委託・再委託を受けた者に、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。委託・再委託を受けた者には委託を行った者と同様にマイナンバーを適切に管理する義務が生じます。

〔マイナンバーの取得〕

Q 4 従業員などのマイナンバーはいつまでに取得する必要がありますか。

A 4 従業員にマイナンバーが通知されて以降、取得は可能ですが、マイナンバーを記載した法定調書などを行政機関などに提出するまでに取得すればよく、平成28年1月のマイナンバーの利用開始にあわせて取得する必要はありません。

例えば、給与所得の源泉徴収票であれば、平成28年1月の給与支払から適用され、中途退職者を除き、平成29年1月末までに提出する源泉徴収票からマイナンバーを記載する必要があります。

Q 5 従業員などからマイナンバーを取得する際、どのような手続が必要ですか。

A 5 マイナンバーを取得する際は本人に利用目的を明示するとともに、他人へのなりすましを防ぐために本人確認を必ず行ってください。

Q 6 税の源泉徴収のために取得したマイナンバーを別の目的で利用することはできますか。

A 6 マイナンバーを含む個人情報については、本人の同意の有無にかかわらず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用することはできません。

なお、従業員からマイナンバーを取得する際に、源泉徴収や雇用保険の手続など、マイナンバーを利用する事務や利用目的をまとめて明示して取得し、利用することは可能です。

Q 7 マイナンバーの提供を拒まれた場合、どうすればいいですか。

A 7 社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の指示に従ってください。

税の法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合でも書類を収受することとしています（国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」（Q1-2）参照）。（平成28年4月更新）

Q8 契約の締結時点で支払金額が定まっておらず、支払調書の提出要否が明らかでない場合、契約締結時点でマイナンバーの提供を求めることはできますか。

A8 顧客との法律関係等に基づいて、マイナンバー関係の事務が発生することが予想される場合として、契約の締結時点でマイナンバーの提供を受けられると解されます。その後、マイナンバー関係の事務が発生しないことが明らかになった場合には、できるだけ速やかにマイナンバーを廃棄・削除する必要があります。

〔本人確認〕

Q9 マイナンバーを取得する時の本人確認はどのように行えばいいですか。

A9 マイナンバーを取得する際には、正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要です。原則として、

- ① 個人番号カード
- ② 通知カード又はマイナンバーの記載された住民票の写しと運転免許証などで確認する必要があります。

また、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると認められるときは身元確認書類を不要とすることも認められます。

Q10 本人確認はマイナンバーの提供を受けるたびに行わなければならないのですか。

A10 原則、マイナンバーの提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。ただし、2回目以降は個人番号カードなどの提示を受けることが困難であれば、初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でもかまいません。

Q 1 1 収集・提供したマイナンバーに誤りがあった場合、事業者には責任は及びますか。

A 1 1 提供等したマイナンバーに誤りがあった場合の罰則規定はありません。

マイナンバー法により、本人からマイナンバーの提供を受けるときは本人確認が義務付けられており、個人情報保護法でも正確性の確保の努力義務が課されていますので、誤りのないよう、マイナンバー取得時の確認の徹底をお願いします。

〔利用・安全管理・廃棄〕

Q 1 2 民間事業者がマイナンバーを取り扱う際に注意すべきことはありますか。

A 1 2 マイナンバーは法律又は条例に定められた利用範囲を超えて利用することはできません。マイナンバーを含む個人情報をむやみに提供することもできません。マイナンバーを取り扱う際は、漏えい、滅失、毀損を防止するため、適切な管理のための措置を講じる必要があります。特定個人情報保護委員会のガイドラインを参照してください。

民間事業者においては、これまでも従業員の給与や家族構成など個人情報を適切に管理し、漏えい防止にも取り組まれていると思います。過度に心配していただく必要はありませんが、マイナンバー導入を機会に対策の点検は行っていただきたいと思います。

Q 1 3 従業員などのマイナンバーが変更されたことを民間事業者はどのように知ることができますか。

A 1 3 マイナンバーが変更されたときは申告するよう従業員などに周知するとともに、毎年
の扶養控除申告書の提出時など、定期的にマイナンバーの変更の有無を確認することが考えられます。

Q14 故意でなく、過失でマイナンバーやマイナンバーを含む個人情報を漏えいしてしまった場合でも罰則が適用されるのですか。

A14 過失による情報漏えいに、いきなり罰則ということはありません。
ただし、漏えいの様態によっては、特定個人情報保護委員会からの指導や改善命令が出される可能性があります。
また、民事の損害賠償請求がなされる可能性があります。企業の信用・信頼の観点からも適切な安全管理措置の実施をお願いします。

Q15 従業員などのマイナンバーを廃棄するタイミングに決まりはありますか。

A15 マイナンバー関係の事務処理がなくなり、所管法令による保存期間を経過した時点で、マイナンバーはできるだけ速やかに廃棄・削除しなければいけません。廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間は、年末や年度末など、それぞれ適切な時期を決めてください。

Q16 個人番号カードが身分証明書として利用されると裏面のマイナンバーが見えてしまうおそれがありますが、問題はないのでしょうか。

A16 マイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることマイナンバーの収集に当たり、法律で認められた場合でなければ法律違反になります。ただし、マイナンバーを見ただけでは収集には当たりません。
ご指摘のような懸念に配慮し、個人番号カードは裏面のマイナンバーなどを隠すビニールケースに入れて交付されます。

〔法人番号〕

Q17 法人番号はどのような団体に指定されるのですか。申請することもできますか。

A17 法人番号は、①国の機関、②地方公共団体、③設立登記法人のほか、①～③の法人又は人格なき社団等であって、国税に関する法律に規定する届出を提出することとされているものに指定されます。

また、個別法令で設立された国内に本店を有する法人など一定の要件を満たせば、届出をすることで法人番号の指定を受けることが可能です。

Q18 法人番号は利用に制限はありますか。

A18 法人番号は利用範囲の制約もなく、どなたでも自由に利用できます。法人番号はインターネットで公表されます。

法人番号のメリットとしては、①法人番号を基に法人の名称、所在地などが容易に確認可能、②鮮度の高い法人の名称、所在地情報が入手可能、③複数部署やグループ各社での取引情報の集約や名寄せ作業の効率化などが挙げられます。

〔その他〕

Q19 準備に当たって相談に乗ってくれる窓口はありますか。

A19 11月からマイナンバー総合フリーダイヤルを開設しました。無料のフリーダイヤルの番号は0120-95-0178です。ぜひご活用ください。

なお、法人番号の指定通知書に関するお問合せは 0120-053-161です。

Q20 従業員への周知教育のための資料などは入手できますか。

A20 内閣官房のマイナンバー・ホームページや、政府広報オンラインのホームページのマイナンバー特集サイトで、事業者向けの詳しい説明資料や動画、従業員への周知向けの簡易なパンフレット、チラシなど、様々な媒体を自由にダウンロードできるようにしています。

「マイナンバー」で検索してください。